

葛木御歳神社崇敬会会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は葛木御歳神社崇敬会と称する。

第2条 (所在地)

本会は事務所を奈良県御所市東持田269番地 葛木御歳神社事務局に置く。

第3条 (目的)

本会は葛木御歳神社を崇敬する心と奉賛を以て、神社と鎮守の森を維持管理し、祭儀や伝統を守り伝えることを目的とする。

第4条 (方針)

本会は前条の目的達成の為に諸行事を行い、又、会費等を収受し、神社および鎮守の森の維持管理及び運営費用に充当する。

第2章 会員

第5条 (会員資格)

本会の目的に賛同し、事業に協力する個人又は団体を会員とする。

第6条 (会費)

本会の会員は次の4種とする。

- (1) 正会員 年会費 5,000 円以上納付するもの。
- (2) 法人会員 年会費 10,000 円以上納付する各種団体。
- (3) 家族会員 正会員の家族で、年会費 2,000 円以上納付するもの。
- (4) 永年会員 正会員として会費 10 万円以上の納付により、一代限りの永年会員とする

第7条 (会員の待遇)

- (1) 会員之章を交付する。
- (2) 正・準会員、法人会員には、年末に御歳神社の神札を、正会員、法人会員には、「御歳神さまの御幣」を御歳神社の神札と、古来より伝わる「御歳神の御幣」を授与する。
- (3) 御歳神社の祭事への案内を送付する。
- (4) 希望者に御歳神社だよりを送付する。
- (5) 神社崇敬者台帳に登録し、神前において毎月1回無病息災・家内安全を祈願する。
- (6) 毎年1回崇敬会大祭を執り行う。

第 3 章 役 員

第 8 条 (役員)

本会は次の各号の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 1 名
- (5) 相談役 若干名

第 9 条 (名誉会長)

本会に名誉会長を置き、葛木御歳神社名誉宮司をもって名誉会長とする。

第 10 条 (役員の仕事)

役員は次の仕事を担当する。

- (1) 会長：本会会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長：会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代行する。
- (3) 理事：役員会を組織し、本会の会務を議決し、これを執行する。
- (4) 監事：本会の会計及び会務の執行を監査し、その監査結果を定時総会に報告する。
- (5) 相談役：会長経験者とし、運営上の諸問題や重大な事項について助言する。

第 11 条 (任期)

任期は総会開催日以降 3 年間とし、再任を妨げない。

第 12 条 (役員を選出方法)

会長、副会長、監事を選出は、役員会により推薦し、崇敬会総会の承認を以て選出する。

第 4 章 会 議

第 13 条 (総会)

本会の最高意思決定機関は全員総会とする。

第 14 条 (総会の開催)

総会は定時総会及び臨時総会とする。

- (1) 定時総会は年 1 回崇敬会大祭日にこれを開催する。
- (2) 臨時総会は役員会が必要と認めた時、これを開催する。

第 15 条 (総会議決が必要な事項)

次の各号の事項は総会の決議を経なければならない。

- (1) 会則の改廃
- (2) 役員を選任
- (3) 年会費等会費の規定の制定並びに改廃
- (4) 決算の承認

(5) その他総会の決議が必要であると役員会が認めた事項

第16条（役員会）

役員会は会長の召集により、随時開催する。

第5章 事務局

第17条（事務局）

本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

(1) 事務局長 1名

事務局長は、葛木御歳神社職員をもって充て、会長の指名を受け、本会の事務を掌握する。

(2) 会計 若干名

会計は、役員会と事務局長が協議の上任命し、本会の会計事務に従事する。

第6章 会計

第18条（会計年度）

本会の会計は4月1日に始まり3月末日に終了する。

第19条（資金）

本会の経費は会員の会費、寄付金及びその他の雑収入を以て支弁する。

第20条（会計）

本会の会計は会計担当が統轄する。会計担当は本会会計の状況について定期的に役員会に報告する。

第21条（決算）

本会の収支決算は、毎年会計年度終了後会計が作成し、監事の監査を経て総会の承認を受けなければならない。

第7章 会則

第22条（会則の改廃）

この会則の改廃は総会の議決により行う。

附 則

（附則）

1. この会則は平成21年4月12日より施行する。
2. この会則は平成22年4月18日、平成31年4月16日、令和3年4月11日に一部改正した。

以 上